指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第四号及び第五号、第十条の二第四号及び第五号並びに第十八条の五第四号及び第五号中「第四条第一項」を「第三条第一項」に改める。

附　則

この省令は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第六十三号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十五項の規定に基づき、及び同法の規定を実施するため、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

経済産業大臣　林　幹雄

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「行おうとする者」の下に「又は同項第二号に掲げる者のうち当該支援を受けた者」を加え、「受けている」を「受けた」に改め、同条第二項第三号中「新たに開始しようとする」を「行う」に改め、同項第四号中「を開始する時期」を「の開始時期」に改める。

第八条中「創業を行おうとする者」を「創業者」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十号

駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）第十九条の規定に基づき、駐車場法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

国土交通大臣　石井　啓一

駐車場法施行規則の一部を改正する省令

駐車場法施行規則（平成十二年運輸省建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条に次のただし書を加える。

ただし、第三号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第三号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年四月一日

会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一局財務検査第一課の事務分掌事項欄中「並びに公益財団法人総合研究開発機構」を削り、同表第二局厚生労働検査第一課の事務分掌事項欄中「独立行政法人労働者健康安全機構」を「独立行政法人労働者健康福祉機構」に改め、同局厚生労働検査第二課の事務分掌事項欄中「、独立行政法人労働安全衛生総合研究所」を削り、同表第三局国土交通検査第二課の事務分掌事項欄中「国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人電子航法研究所」を「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所」に改め、同局国土交通検査第五課の事務分掌事項欄中「、独立行政法人交通安全環境研究所、国立研究開発法人海上技術安全研究所、独立行政法人航海訓練所」を削り、「自動車検査独立行政法人」を「独立行政法人自動車技術総合機構」に改め、同表第四局文部科学検査第一課の事務分掌事項欄中「独立行政法人国立大学財務・経営センター」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改め、同局文部科学検査第二課の事務分掌事項欄中「、独立行政法人大学評価・学位授与機構」を削り、同局上席調査官（文部科学担当）の事務分掌事項欄中「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」に改め、同局農林水産検査第一課の事務分掌事項欄中「、独立行政法人種苗管理センター」を削り、同局農林水産検査第三課の事務分掌事項欄中「独立行政法人水産大学校、国立研究開発法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改め、同局農林水産検査第四課の事務分掌事項欄中「、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○会計検査院規則第四号

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年四月一日

会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局定員規則（昭和二十九年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

「国際機関等に派遣されている職員」の下に「、交流派遣職員」を加え、「千二百五十一人」を「千二百四十七人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○会計検査院規則第五号

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年四月一日

会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会規則（平成十三年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「事件」の下に「の手続」を加え、同条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「事件」の下に「の手続」を加え、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第五条の見出しを「（審査請求人等の意見の聴取）」に改め、同条中「求め、又は会計検査院法第十九条の四の規定により準用される審査会設置法第十三条第一項の規定に基づき閲覧をさせようとする」を「求めようとする」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第百四十四号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十六条の四の四第一項に規定する前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額は、九千五百二億四千七百三十万九千円とする。

平成二十八年四月一日

総務大臣　山本　早苗

○法務省告示第百七十三号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十八年四月一日

法務大臣　岩城　光英

東京法務局所属　髙森　高德

横浜地方法務局所属　髙畠　久尚

○法務省告示第百七十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十七号の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表鋤柄耕一の項中「鋤柄耕一」を「トヨタファーム」に改める。

○外務省告示第九十二号

平成二十八年三月七日にバマコで、マリ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がマリ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入